

令和5年度

備前保健所運営の概要

岡山県備前保健所

目 次

- 基本方針・主要施策 1
- 企画調整情報課 2
- 保健課、東備地域保健課 4
- 衛生課 1 1
- 検査課 1 6

基本方針

急速な少子・高齢化の進行や人口減少の進展などを背景に、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境の整備や地域における医療提供体制の整備、新興感染症への対応、こころと体の健康問題、高齢者が尊厳を保持し住み慣れた家庭や地域で暮らしたいというニーズに対応するための地域包括ケアシステムの構築、食をはじめとする「安全・安心」の確保など、保健・医療・福祉を取り巻く課題は多種多様化・深刻化してきている。

このような課題に的確に対応し、安心して豊かさが実感できる備前地域を創造するため、市町村、関係機関・団体等と連携して、施策を推進する。

主要施策

1 感染症対策の推進

- (1) 新型コロナウイルス感染症の対策
- (2) その他の感染症対策

2 子育て支援の充実

- (1) 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進
- (2) 地域ぐるみの子育て支援の推進
- (3) きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援

3 こころと体の健康づくりの推進

- (1) 体の健康づくりの推進
- (2) こころの健康づくりの推進

4 地域における医療提供体制の整備

- (1) 第9次岡山県保健医療計画の県南東部保健医療圏地域保健医療計画の策定
- (2) 地域医療構想の推進
- (3) 救急医療提供体制の整備
- (4) 大規模災害発生時における医療の確保

5 地域包括ケアシステムの構築等

- (1) 地域医療・介護連携の推進
- (2) 市町村の取組支援等
- (3) サービスの質の向上

6 障害のある人の自立と社会参加の促進等

- (1) 障害のある人の地域生活支援
- (2) 生活保護法及び生活困窮者自立支援法の適正な実施

7 生活衛生対策の推進等

- (1) 食の安全・安心の確保
- (2) 生活衛生営業の衛生確保等
- (3) 医薬品等の安全確保
- (4) 衛生検査の実施

企画調整情報課



1 健康危機管理等

I 新興感染症対応を含む健康危機管理対策

II 高病原性鳥インフルエンザ対策

健康被害の発生予防
及び拡大防止

- ・鳥インフルエンザ発生時にすみやかな対応を図るため、基本方針や動員計画等の見直し
- ・有事に備えた研修、訓練の実施



- ・保健所における健康危機対処計画(感染症編)を策定中
- ・健康危機情報の円滑な収集・提供
- ・連絡体制の整備
- ・関係機関との連携強化、情報の共有化

2 地域保健医療計画の策定・地域医療構想

(1) 第9次県南東部保健医療圏地域保健医療計画の策定

県南東部保健医療圏保健医療対策協議会を開催し、当圏域におけるより良質な保健医療体制の確立を目指す計画を策定する。

(2) 地域医療構想

○ 地域医療構想とは

2025年に向け、**病床の機能分化・連携**を進めるために、医療機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。

○ 「地域医療構想調整会議」を設置し、今後の医療需要の変化を見据えて、適切な医療提供体制の構築に向けた方策等の協議を行っている。

・令和4年度:2回 ・令和5年度:4回の予定(7月、9月に実施済み)

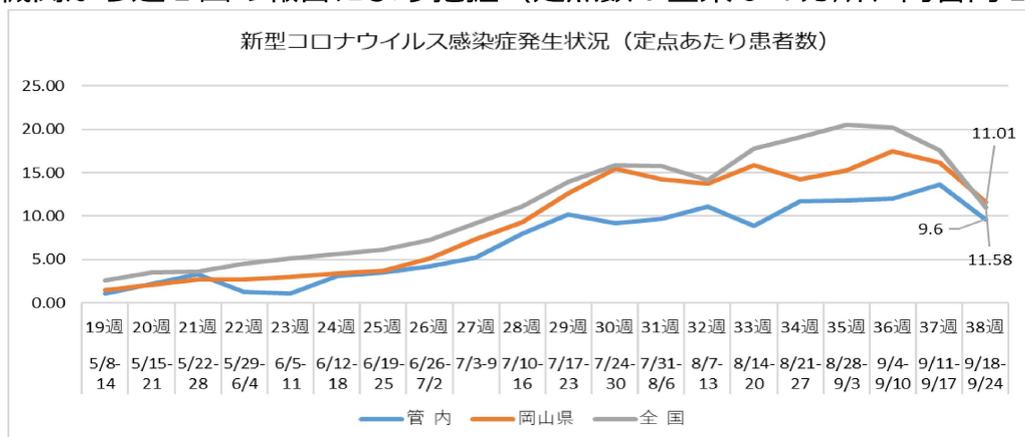
保健課・東備地域保健課

1 新型コロナウイルス感染症等の感染対策の推進

(1) 新型コロナウイルス感染症（R5.5.8から5類感染症）

<発生状況の把握>

・ 定点医療機関から週1回の報告により把握（定点数：全県84カ所、内管内15カ所）



<医療の状況>

※R6.4～確保病床に依らない体制に完全移行

- ・ 入院：確保病床は原則終了(R5.10.1～)
感染拡大時は対象を重点化して病床確保
感染状況により段階的に病床数を増やす
- ・ 外来：外来対応医療機関数(R5.9.27時点)
県内1,028 内、管内94
現在は入院、外来ともにひっ迫していない

<高齢者・障害者施設等への対応>

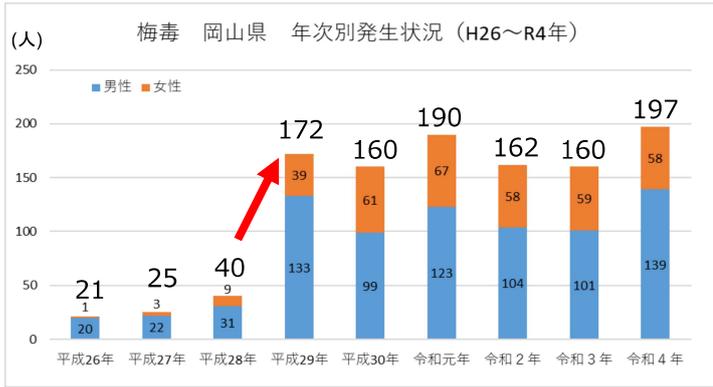
集団発生報告件数(R5.5.8～10.4)

本所：8件 支所：11件

- ・ 集団発生報告時等の機会を捉えて助言、指導
- ・ 感染予防、発生時対応の研修会の開催
- ・ 巡回指導（ラウンド）の実施

(2) その他の感染症対策 (性感染症対策)

<発生状況 (梅毒)>



- ・県全体では平成29年度に急増し、以降は高止まりしている
- ・近年は、10～20代を中心とした若年層の女性が多く報告されている

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
本所	0	1	0	0	0	2
支所	0	0	2	1	1	0

<対策 (性感染症全体)> ※実績はR4

▶正しい知識の普及啓発

- ・エイズ出前講座：本所：3カ所 支所：2カ所
- ・世界エイズデー街頭キャンペーン：2カ所

▶早期発見・早期治療

- ・相談窓口の設置：相談件数 本所155件 支所13件
- ・検査の勧奨：企業等へ検査の啓発資材を配布
- ・検査の実施(結果により医療機関への紹介状発行)
本所：2回/月
支所：1回/月

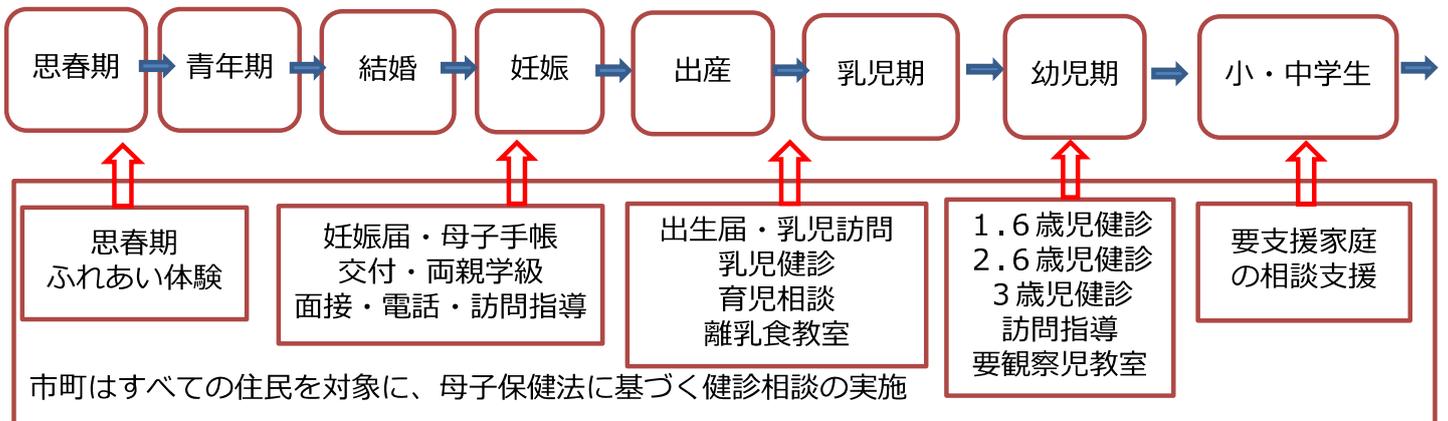


		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
本所	総数	98	137	164	100	74	61
	男性	73	93	118	68	56	48
	女性	25	44	46	32	18	13
支所	総数	5	16	20	8	7	9
	男性	3	11	15	5	6	3
	女性	2	5	5	3	1	6

- ・本所、支所で実施している検査(無料、匿名、予約制)の受検者数はR2～4年度は、R元年度に比べて減少した
- ・R5年4～9月の受検者数
本所：32人 支所：8人

2 子育て支援の充実

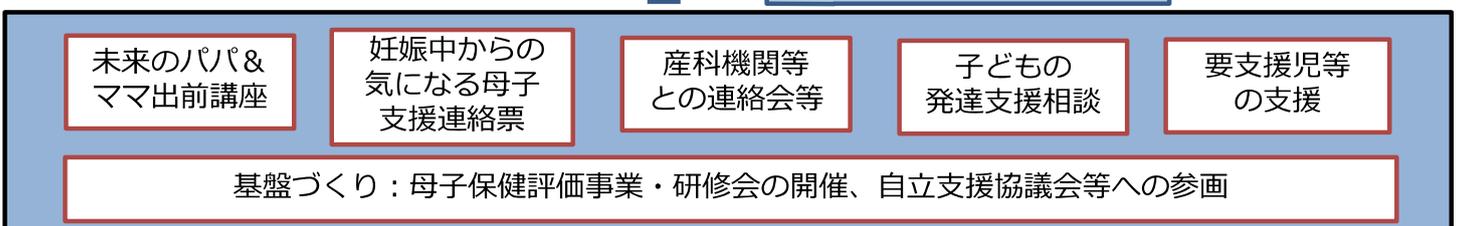
市町と重層的に切れ目ない子育て支援(母子保健対策)
市町と健康課題を話し合いながら、保健所の事業を実施(市町)



(保健所)



重層的に市町支援



(1) 未来のパパ&ママを育てる出前講座

(妊孕性普及啓発プロジェクト)

		R 2年度	R 3年度	R 4年度
本所	実施回数	4回	4回	4回
	内訳	・玉野市立玉野備南高等学校 ・玉野市立東児中学校 ・玉野市立山田中学校 ・吉備高原学園高等学校	・県立玉野光南高等学校 (2年生、2回) ・玉野市立東児中学校 ・玉野市立八浜中学校	・瀬戸内市立長船中学校 ・県立玉野高等学校 ・県立邑久高等学校 ・吉備高原学園高等学校
支所	実施回数	1回	2回	1回
	内訳	・備前市立日生中学校	・備前市立日生中学校 ・赤磐市立赤坂中学校	・備前市立日生中学校

(2) 妊娠中からの気になる母子支援連絡票

▶気になる母子の情報を産科機関から産科医会を通じて保健所へ情報提供

		R 2年度	R 3年度	R 4年度
産科機関からの報告数	本所	25件	15件	17件
	支所	28件	23件	10件

(3) 産科・精神科医療機関等保健医療連携会議・研修会

▶産科・精神科医療機関及び行政が、互いの役割や支援の実際を知り、顔の見えるタイムリーな連携を行う体制づくりを進めている

R4年度) 企画会議：7回

研修会：R5年1月26日

行政を除く参加機関：産科16施設、精神科2施設 等

R5年度) R6年1月開催に向けて関係機関と協議を進めている。

(4) 子どもの発達支援相談

▶乳幼児検診や訪問活動で把握した発達等に課題のある親子に対して、専門医や心理判定員、保健師等が専門的な相談に応じ、親子の状況に応じた支援を行っている

		来所者数 (実)		
		R 2年度	R 3年度	R 4年度
本所	玉野市 5回 瀬戸内市 4回 吉備中央町 4回	31人	35人	31人
支所	年2回	7人	7人	8人

3 ところと体の健康づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

■第2次健康おかやま21セカンドステージの推進

<生活習慣病対策の推進>

(本年度、評価・改訂中)

○保健所国保ミーティング

各市町や関係機関と、地域の健康課題や保健事業の企画・運営・評価等について検討し、効果的な取組を推進している。

本所：管内1回、玉野市3回、瀬戸内市1回、吉備中央町2回

支所：管内1回、備前市2回、和気町4回

<健康づくり環境整備事業>

○敷地内全面禁煙施設認定事業



本所：373
※岡山市含

支所：51
(R5.3.31現在)

○栄養成分表示の店登録事業



本所：106
※岡山市含

支所：30
(R5.3.31現在)

<地域の健康づくりボランティア（愛育委員・栄養委員）との連携>

愛育委員・栄養委員と協働し、身近なところから住民の健康づくりを支援している

本所：愛育委員 1,272人、栄養委員 504人

支所：愛育委員 608人、栄養委員 378人 (R5.4現在)



思春期ふれあい体験



合同リーダー研修会



高校文化祭での子育て啓発



減塩の声かけ方法の寸劇

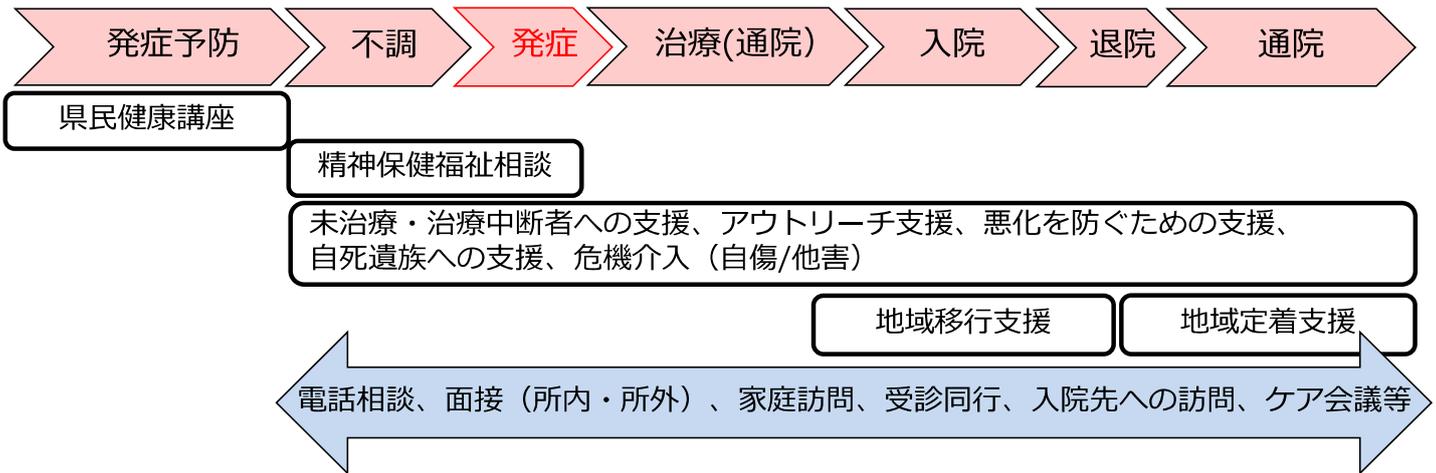


個別家庭訪問

(2) 心の健康づくりの推進

※心の健康づくりは全ての方に必要

※医療の必要性、入退院は医師の判断



環境づくり	ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健連絡会の開催 ・不登校・ひきこもり対策連絡会議等への参画 ・自立支援協議会への参画 ・家族会支援 ・地域移行・地域定着連絡会議の開催 等
	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアサポーターの養成(県)、派遣 ・ゲートキーパーの養成研修 等
	普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・心の健康づくり県民健康講座 ・職域等への心の健康づくり講座 ・思春期・青年期のこころの理解と関わり方研修 等

<R5年度の本所・支所の取組紹介>

【本所】

大切な人を自死(自殺)で亡くされた方々が、語り合うことを通して悲しみや苦しみをわかちあい、共に支え合うことを目的として「わかちあいの会」を開催している。

【対象の方】大切な方を自死(自殺)で亡くされた方

【開催日時】奇数月の第3水曜日 13:30~15:30

※R4年度は、コロナの影響もあり年3回開催 延10人参加

【支所】

不登校やひきこもり状態にある方の保護者や支援者(教育、保健福祉)を対象に研修会を開催した。

▶講演 「思春期・青年期の子どもの理解と関わり方のヒント」

▶講師 慈圭病院 城戸 高志 先生

～参加者の声(一部抜粋)～

- ・本人がのんびりゆっくり「今」を過ごせているかを一番に考えていきたい。
- ・立場を忘れて私自身一人の人間としてほっと安心できるお話でした。家庭でも活かしていきたいことがたくさんありました。
- ・ほめるのではなくて認めてあげることの大切さ、結果よりも頑張ってきた過程を認めてあげること等、子どもとの関わり方を知ることができた。

講演の録画をホームページに掲載→

岡山県備前保健所東備支所HP



QRコードからもアクセス可能⇒

4 地域における医療提供体制の推進

(1) 県南東部地域医療連携の推進

①脳卒中地域医療連携推進事業

▶脳卒中の急性期から維持期、在宅療養生活と円滑な連携に向けて、連携パスの活用や関係機関との連携強化

②医療と介護の連携促進のための「草の根」事業

▶医療と介護の連携を促進するための研修会や連絡会議等

(2) 安心・安全な医療の確保

①医療機関への立入検査

R 4 年度：立入検査 4 病院 2 診療所

書面による自主点検 16 病院

R 5 年度：20 病院 3 診療所 立入検査予定

②医療安全相談

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
相談件数	15 件	11 件	14 件

(3) 救急医療体制の整備

・県南東部圏域救急医療体制推進協議会

R2～4 は書面開催でしたが、本年度は 11 月 14 日に開催

5 障害のある人の自立と社会参加の促進等

(1) 精神障害者の地域移行・地域支援

(措置入院患者の退院支援の例)



・市町村や医療機関との連携、役割分担により、入院時から、地域での生活ができるよう支援を行っている

<ケア会議の開催(参加)状況>

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
本所	82 回	40 回	34 回
支所	53 回	27 回	42 回

(2) 難病患者災害時要配慮者支援

①リスト・個別支援シート作成対象者

- ア 電源を使用する医療機器を必要とする者（必ず個別支援シートを作成）
- イ 筋萎縮性側索硬化症及び多系統萎縮症の者（可能な限り個別支援シートを作成）
- ウ その他災害時に移動が困難な者等（可能な限り個別支援シートを作成）

②個別支援計画作成対象者

電源の確保等について、災害時を想定した具体的な備えが必要な者を中心に

	リスト作成対象者数		
		個別支援シート作成者数	
			個別支援計 画作成者数
玉野市	14	14	9
瀬戸内市	18	18	8
吉備中央町	1	1	0
備前市	24	13	0
赤磐市	22	17	0
和気町	8	6	0
計	87	69	17

※医療機器の使用頻度が少ない等、本人・家族から作成不要の申出があった場合は、支援シートを作成していない
 ※毎年、市町の福祉部門と情報共有

衛生課



1 食の安全・安心の確保

▶法に基づく計画

岡山県食品衛生監視指導計画(毎年度策定)

- ・重点的取組事項：食中毒対策、HACCP等
- ・監視指導の実施計画、実施方法等

▶条例に基づく計画

岡山県食の安全・食育推進計画

(H30～R5)



基本方針 1

- 1 生産段階での安全確保
- 2 製造から販売段階での安全確保

基本方針 2

- 3 県民の健康の保護
- 4 情報の共有
- 5 相互理解の促進

安全性
の確保

+

信頼性
の確保

安心の
定着

(1) 監視指導及び食品検査

◆食品衛生監視機動班による重点監視

- ・広域流通食品等製造業、弁当仕出し屋、給食施設等を対象
- ・製造工程等に関する衛生管理、記録、表示等の確認
- ・HACCPに沿った衛生管理の指導

◆一般監視、各種一斉取締り



◆管内で製造、流通する食品の収去等

(2) ノロウイルス食中毒対策

- ・患者数では毎年1位。約8割は調理従事者由来。特に冬期に発生。
- ・調理従事者の健康、衛生管理の重要性
- ・弁当仕出し屋、旅館、学校、病院等を対象に監視指導を行う。

※このほか、特に注意が必要な食中毒と対策

・腸管出血性大腸菌

生野菜の取扱い、成型肉など食肉の加熱徹底

・カンピロバクター

鶏刺し、鶏生レバー等の生食のリスクを周知啓発

・スイセン、チョウセンアサガオ等の有毒植物

判別できない野草等は食べない等を啓発

・クドア、アニサキス等の寄生虫

鮮魚介類に寄生。リスクについて周知啓発

(3) かきの安全確保

- ・備前保健所管内で県内生産量の9割
- ・自主管理:出荷前、出荷期間中の自主検査
- ・法改正により営業許可が必要となった「かき処理業者」への助言、指導
- ・従事者の衛生講習
- ・生食用かき、養殖海域海水等の行政検査



(4) 県民への普及啓発

◆ 営業者、従業員、消費者等への食品衛生講習

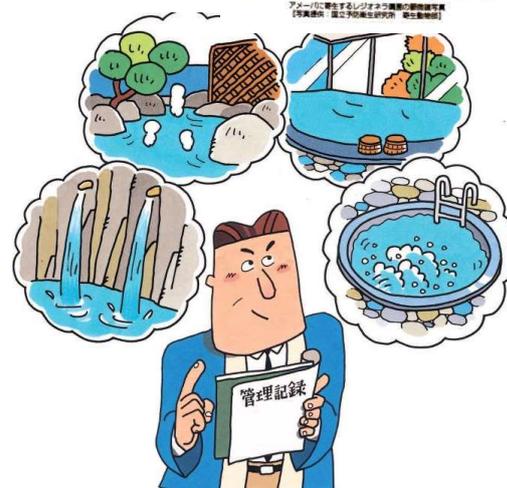
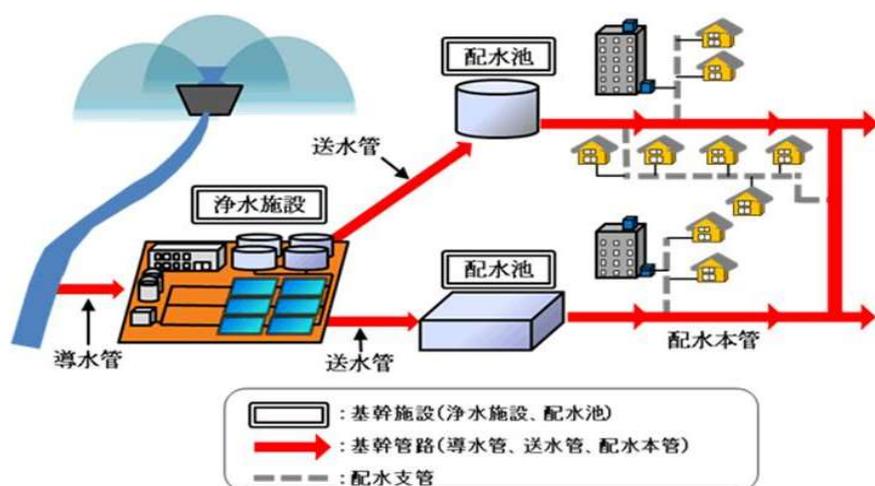
- ・ 食中毒防止などの食品衛生知識や食の安全・安心に関する講習会を実施
- ・ 体験型講習会の実施



◆ 「食の安全相談窓口」の設置

2 生活衛生営業の衛生確保

- ◆理・美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場等の監視指導
- ◆衛生講習会の実施
- ◆循環浴槽等のレジオネラ対策
- ◆水道事業者の立入指導



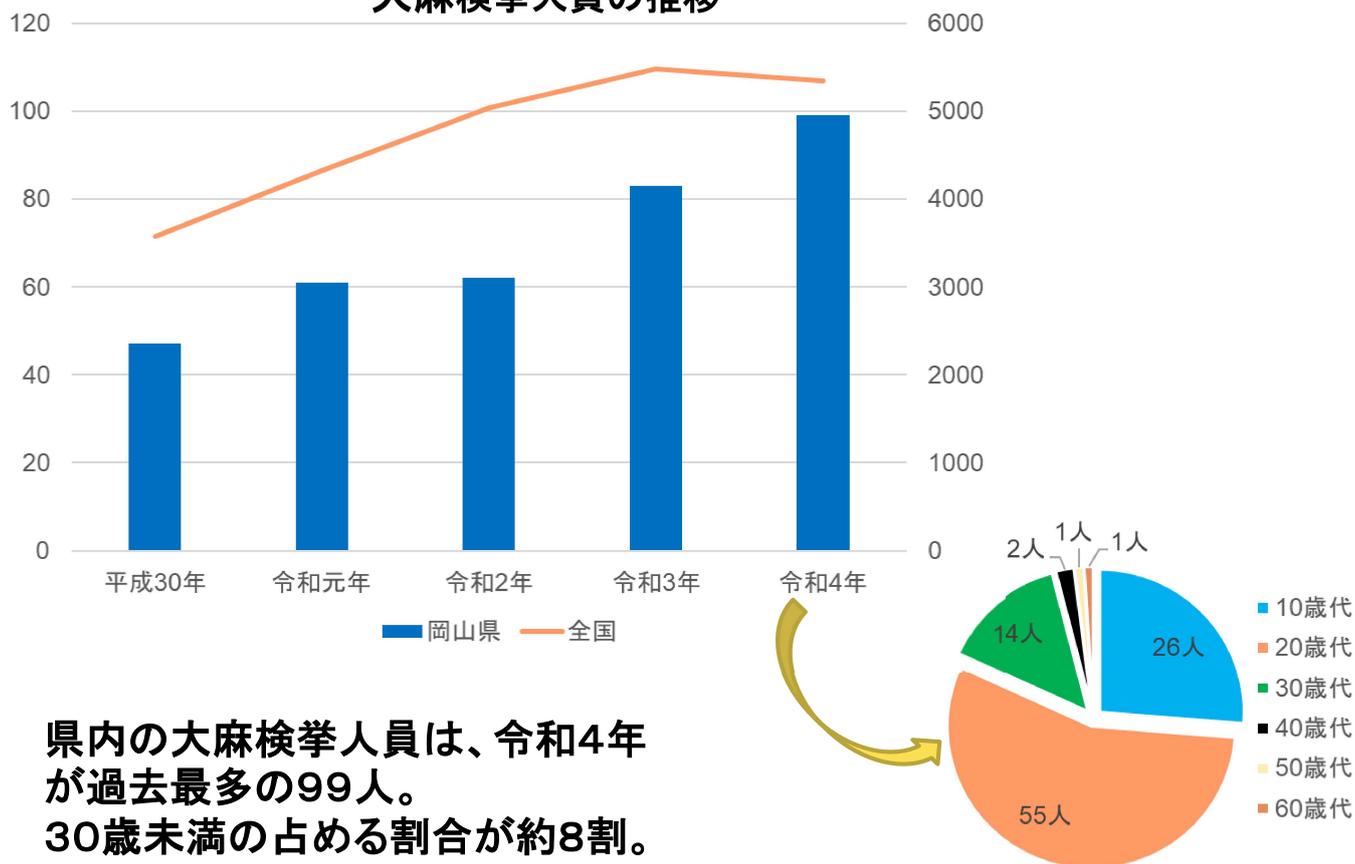
3 医薬品等の適正使用等

(1) 薬局、毒物劇物営業者等の監視指導

- ・医薬品の品質、有効性及び安全性の確保
資格者の配置等適正販売
消費者に対する積極的な情報提供
- ・毒物劇物による事故の未然防止
適正な保管管理の徹底
事故防止・事故処理対策の徹底

(2) 覚醒剤等薬物乱用防止

大麻検挙人員の推移



県内の大麻検挙人員は、令和4年
が過去最多の99人。
30歳未満の占める割合が約8割。

(2) 覚醒剤等薬物乱用防止

◆「ダメ。ゼッタイ。」普及運動ヤング
街頭キャンペーン等普及啓発活動
(地元高校生等も参加)



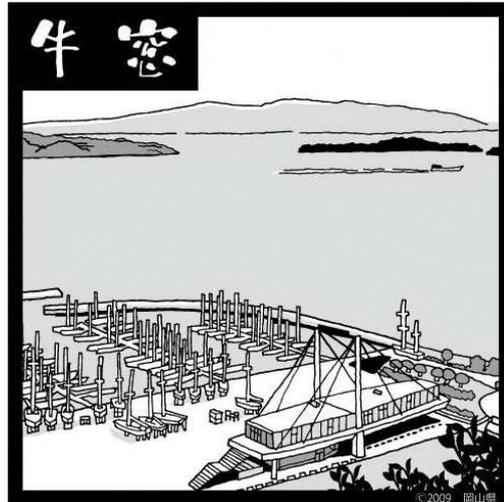
JR岡山駅(就実高校等)

◆高等学校文化祭等での
啓発パネル展示



文化祭(和気閑谷高校)

検査課

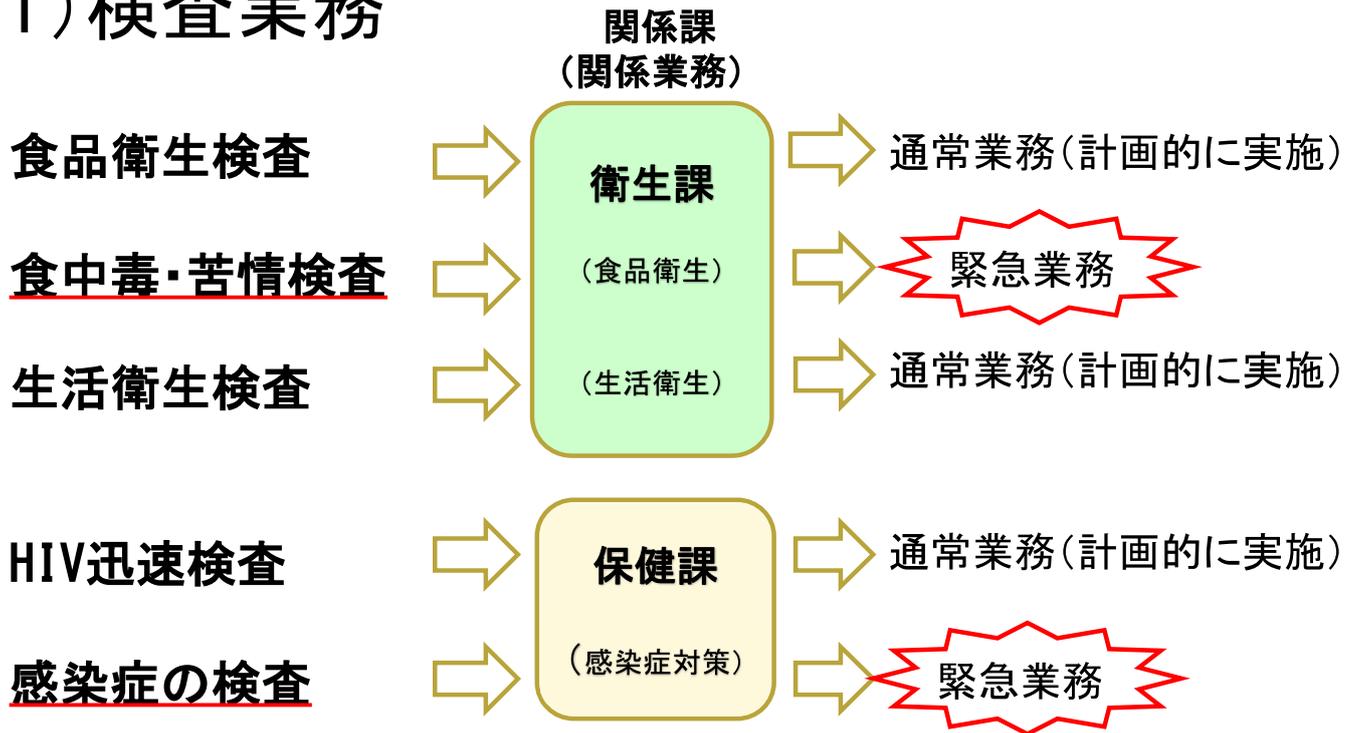


検査課の管轄区域



1 衛生検査業務の推進

(1) 検査業務

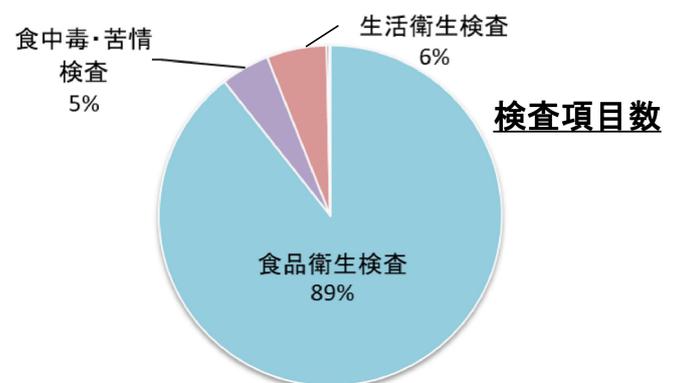
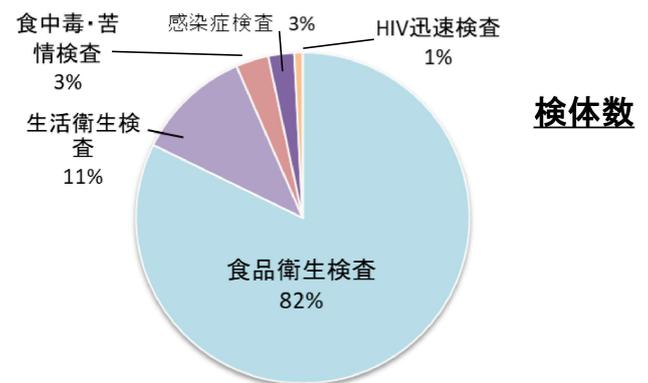


※保健・衛生業務に関係する行政検査を担当

(2) 検査実績

令和4年度

区分	検体数	検査項目数
食品衛生検査	1,782	19,482
食中毒・苦情検査	69	1,004
生活衛生検査	243	1,233
感染症検査	54	54
HIV迅速検査	18	18
計	2,166	21,791



(3) 理化学検査の流れ



加工食品の検体



細切



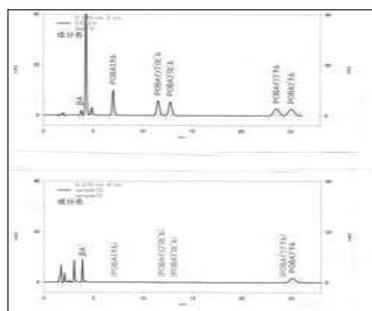
透析



不純物の除去



機器を用いた分析



分析チャート

理化学検査



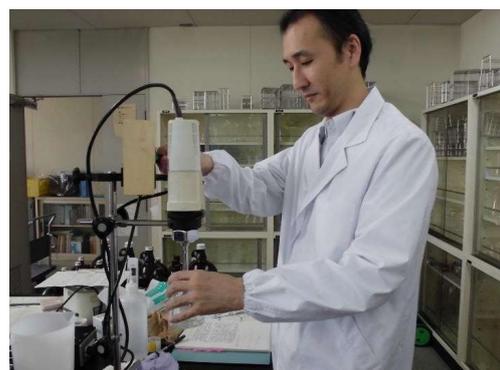
食品添加物の検査(機器分析)



乳脂肪分の検査(抽出)



浴槽水の検査(滴定)



残留抗菌性の物質(粉碎)

(4) 細菌検査の流れ



食品の検体



希釈検体の一定量を分取



培地を添加



細菌の集落



培養

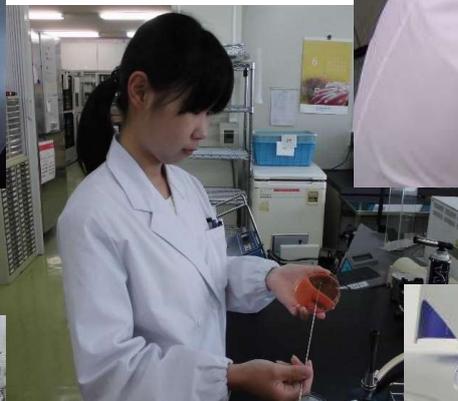


培地の凝固

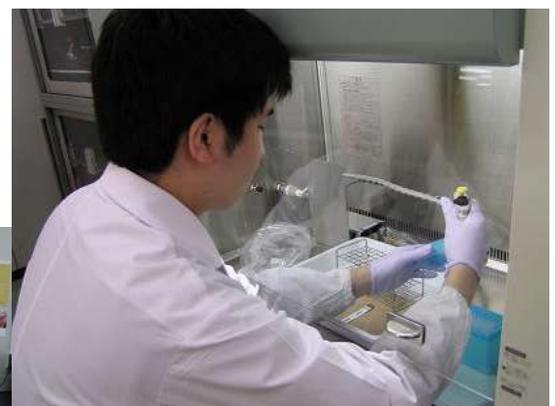
微生物検査



寄生虫の検査



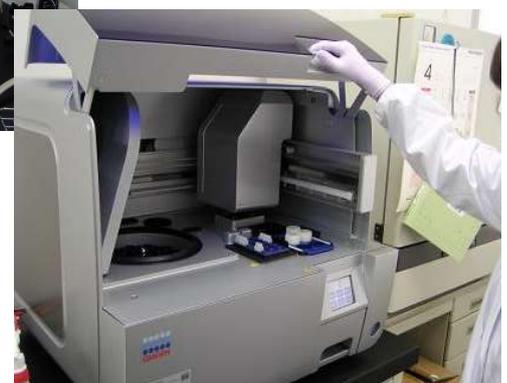
細菌検査



HIV迅速検査



カビの検査

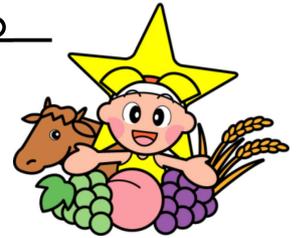


ノロウイルス検査

(5) 食品衛生検査

食品衛生法に基づく規格基準に適合しない食品や不衛生な食品が流通しないようにチェックします。

- 食品等の規格基準検査
- 食品表示の適正確認の検査
- 有害物質の汚染実態調査
- 食品のカビ毒の検査



(6) 生活衛生検査

公衆衛生関係法令や指導要領などに基づいて、生活衛生の確保のために水質検査を実施しています。

- 浴槽水の検査
- プール水の検査
- クーリングタワー冷却水等の検査



(7) HIV迅速検査

エイズ対策として備前保健所及び美作保健所では住民を対象に無料でHIV迅速検査を実施しており、検査対応しています。

備前保健所	毎月第1, 第3金曜日
美作保健所	毎月第3木曜日

* 美作保健所の検査には備前保健所検査課から出張対応。



(8) 食中毒等の検査

食中毒や食中毒が疑われる事案発生時、食品に関する苦情の申し出があったときに原因究明のために理化学検査や細菌検査等を実施します。

- 食品等の細菌・カビ・寄生虫の検査
- 食品等の理化学検査
- 便や拭き取り検体等の細菌検査
- 患者便のノロウイルスの検査



(9) 感染症の検査

赤痢、チフス、腸管出血性大腸菌等の細菌に起因する感染症が発生した際に、感染の広がりや感染経路の調査を目的とした検査を実施します。

- 患者、接触者の便検査
- 使用水や生活環境から採取した検体の検査



(10) GLP（試験検査の業務管理）の推進

試験検査業務の信頼性を確保するため、GLPの推進に取り組んでいます。

- 内部精度管理
- 外部精度管理
- 内部点検



* GLP: Good Laboratory Practice